

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

# 確定拠出年金講座

2023 年 11 月更新

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、主な条文を記載していますので、対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「企業型年金の加入者掛金拠出（マッチング拠出）②」です。

## 第 21 講 「企業型年金の加入者掛金拠出（マッチング拠出）②」

### （確定拠出年金法第 19 条 ほか）

第 20 講では企業型年金で加入者掛金拠出を導入する際の要件を中心にみてみましたが、第 21 講では、拠出方法や額の変更を中心にみてみます。企業型年金加入者掛金（以下「加入者掛金」）の拠出方法、額の変更に関する規定としては、確定拠出年金法第 19 条（事業主掛金及び企業型年金加入者掛金）、確定拠出年金法施行令第 10 条の 4（企業型年金加入者掛金の拠出の方法）などがあります。まず、主な条文をみてみましょう。

確定拠出年金法第 19 条（事業主掛金及び企業型年金加入者掛金）

第 1 項～第 2 項 （略）

第 3 項 企業型年金加入者は、政令で定める基準に従い企業型年金規約で定めるところにより、年一回以上、定期的に自ら掛金を拠出することができる。

第 4 項 企業型年金加入者掛金の額は、企業型年金規約で定めるところにより、企業型年金加入者が決定し、又は変更する。

確定拠出年金法施行令第 10 条の 4（企業型年金加入者掛金の拠出の方法）

第 1 項 法第 19 条第 3 項の規定による掛金の拠出は、（略）、企業型掛金拠出単位期間を単位として拠出することができる。ただし、企業型年金規約で定めるところにより、企業型掛金拠出単位期間を区分して、当該区分した期間ごとに拠出することができる。

確定拠出年金法施行令第 6 条（企業型年金に係る規約の承認の基準に関するその他の要件）

第 1 項 法第 4 条第 1 項第 8 号（略）の政令で定める要件は、次のとおりとする。

第 1 号～第 3 号 （略）

第 4 号 企業型年金加入者が掛金を拠出することができることを定める場合にあっては、次に掲げる要件を満たすものであること。

イ （略）

ロ 企業型年金加入者掛金について、前納及び追納することができないものであること。

ハ 企業型年金加入者掛金の額は、事業主掛金の額が引き下げられることにより当該事業主掛金の額が企業型年金加入者に係る当該企業型年金加入者掛金の額を下回ることとなる場合において、当該企業型年金加入者掛金の額が当該事業主掛金の額を超えないように変更する場合その他厚生労働省令で定める場合を除き、（略）企業型掛金拠出単位期間につき一回に限り変更することができるものであること。

以下（略）

注）実際の条文には「下線」は入っていません。

確定拠出年金法第 19 条は企業型年金の掛金に関する規定で、このうち第 3 項に、企業型年金加入者は、企業型年金規約の定めに基づいて、年 1 回以上定期的に自ら掛金を拠出できることが定められています。

拠出の方法については、確定拠出年金法施行令第 10 条の 4 に定められています。具体的には、掛金は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる期間について、企業型掛金拠出単位期間（12 月から翌年の 11 月までの 1 年間）を単位として拠出することができます。ただし、企業型掛金拠出単位期間を区分して拠出区分期間を設けた場合は、拠出区分期間ごとに拠出することができます。この場合、確定拠出年金 Q & A（以下「Q & A」）71-5-1 に記載されているように、全ての拠出区分期間で加入者掛金を拠出する必要はなく、一部の拠出区分期間において掛金額を 0 円として、加入者掛金を拠出ししない取扱いとすることもできます。

拠出区分期間については Q & A 71-17 に記載されているように、加入者掛金の拠出区分期間と事業主掛金の拠出区分期間は必ずしも一致させる必要はありません（第 4 講（掛金の拠出方法）参照）。

また、第 20 講でみたように、加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えないようにしなければなりません。掛金の額の比較は、企業型年金加入者掛金が拠出される都度行う必要があります。具体的には、Q & A 71-5 に記載されているように、企業型掛金拠出単位期間内でそれまでに拠出した加入者掛金の累計総額が、当該期間内でそれまでに拠出した事業主掛金の累計総額を超えないかどうかを比較します。なお、加入者掛金は、企業型掛金拠出単位期間または拠出区分期間の最後の月の翌月初日から末日までの日であって、企業型年金規約で定める日までに、事業主を介して納付します（確定拠出年金法第 21 条の 2）。この点について、加入者掛金を前納したり追納したりすることはできません（確定拠出年金法施行令第 6 条第 1 項第 4 号）。

次に、加入者掛金の額の変更についてみてみましょう。

加入者掛金の額の変更は、確定拠出年金法第 19 条第 4 項の定めにより、原則として企業型年金加入者の指図により変更されます。変更できる回数は、確定拠出年金法施行令第 6 条第 4 号の定めにより、原則として企業型掛金拠出単位期間につき 1 回です。ただし、以下の場合は「1 回」に含めません。

- ① 事業主掛金の額が引き下げられたことにより、事業主掛金の額が加入者掛金の額を下回ることとなったため、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えないように変更する場合（確定拠出年金法施行令第 6 条第 4 号ハ）
- ② 事業主掛金の額が引き上げられたことにより、事業主掛金の額と加入者掛金の額の合計額が拠出限度額を超えることとなったため、拠出限度額を超えないように、加入者掛金の額を変更する場合（確定拠出年金法施行規則第 4 条の 2 第 1 号）
- ③ 提示される加入者掛金の額の選択肢が変更されたことにより、企業型年金加入者が拠出していた額を拠出できなくなったため、加入者掛金の額を変更後の選択肢の額に変更する場合（確定拠出年金法施行規則第 4 条の 2 第 2 号）
- ④ 加入者掛金の額を零に変更する場合（停止する場合）（確定拠出年金法施行規則第 4 条の 2 第 3 号）
- ⑤ 加入者掛金の額を零から変更する場合（開始・再開する場合）（確定拠出年金法施行規則第 4 条の 2 第 4 号）
- ⑥ 企業型年金加入者が加入者資格を喪失するため、加入者掛金の額を拠出に係る期間の月数に応じて変更する場合（確定拠出年金法施行規則第 4 条の 2 第 5 号）

なお、法令解釈第 1.3 に記載されているように、企業型年金規約に、①～③の取り扱いや、給与が減額される場合などに④の取り扱いをすることを定めた場合には、企業型年金加入者の変更の指図がなくても、事業主が加入者掛金の額を変更することができます。ただし、この場合は、変更後、速やかに加入者にその旨を報告しなければなりません。

企業型年金の加入者掛金拠出に関する規定は法令の各所に定められているため、全貌を把握するのが難しくなっていますが、法令解釈や Q & A も参照して、具体的な基準に関する理解を深めると良いでしょう。

今回は、「運用指図者」です。

※記載内容は 2023 年 11 月 1 日現在の法令に基づくものです。